

4 てんかん発作時の座薬挿入

坐薬の挿入については、通常医療行為のため、学校においては行えない。しかしながら、てんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を挿入できない本人に代わって挿入することは、医師の指示書や保護者からの具体的な依頼等の条件を満たしている場合、医師法違反とはならない。

医師の指示書に基づき、学校医、保護者等と連携を図り、適切に対処することが必要である。

<医師法違反とならない4つの条件>

- ①事前に医師から、必要性及び坐薬使用の際の留意事項について書面で指示を受けていること。
- ②保護者等が学校に対して、坐薬を使用することについて具体的に依頼していること。
- ③教職員は、児童生徒本人の確認、留意事項等の遵守、手袋を装着して挿入すること。
- ④保護者又は教職員は、坐薬を使用後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

事 務 連 絡

平成28年2月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

平素より学校保健の推進にご尽力いただきまして、御礼申し上げます。

てんかんの発作が起きた場合に、生命の危険が生じる可能性もあり、医師法違反とならない範囲を示すことができないかを確認するため、文部科学省から別紙1のとおり疑義照会を行ったところ、厚生労働省から別紙2のとおり回答がありました。

つきましては、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対して、国立大学法人事務局にあっては管下の学校に対して周知いただき、適切に対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL:03-5253-4111 (内線2976)

FAX:03-6734-3794

27初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書

当該児童生徒は、学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要が認められるため、下記の事項に留意してください。

児童生徒氏名	(男 ・ 女)
診 断 名	
最 終 発 作	歳 月 (平成 年 月)
使用中の薬	
発作時に使用する坐薬	
坐薬使用の目安となる症状	
坐薬挿入時の留意事項	
その他	
上記のとおりです	
平成 年 月 日	
医療機関名	
医 師 名	印

【依頼書の例】

てんかん発作時の坐薬挿入に関する依頼書

〇〇〇立〇〇〇学校長 様

平成 年 月 日

と

年 組 児童・生徒氏名

保護者名

印

医師（主治医あるいはかかりつけ医）の指示により、上記の者が学校において、てんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、やむを得ず坐薬を使用する必要があると認められる児童生徒であることと、緊急やむを得ない措置として、坐薬を使用する際の留意事項についての指示を受けましたので、下記のとおり依頼します。

記

1 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入の内容

別添の主治医又は指導医による「てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書」のとおり

2 その他の特記事項

てんかん発作時の緊急措置の手続きに関わる経費及びてんかん発作時の緊急措置に要する物品の調達に関わる経費は保護者が負担します。

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等であり、教職員が坐薬挿入を実施する場合は、以下の条件を満たすこと。

- ① 挿入前に当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
- ② 本依頼書にある別添「てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書」の記載事項を遵守すること。
- ③ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

坐薬の入れ方

<患者の準備>

- 該当児童生徒を側臥位（横向き）に寝かせ、足を曲げた状態にする。
※左側臥位が好ましいとされているが、直腸内への挿入深度は浅いため、どのような体位でも挿入は可能。
- 不必要な露出を避けるため、タオル等をかける。

<坐薬挿入>

- 医師の指示書に従い、本人であること等を確認する。
- 使い捨て手袋を着用する。
- 坐薬を包装紙から出し、ガーゼの上で潤滑油（ワセリン等）を塗る。
※肛門から入れやすくするため、坐薬の先端にワセリン等（水でもよい）を塗る。
- 肛門を利き手でない方の手で開き、利き手の示指で坐薬をとがった方から肛門に挿入し、直腸壁に沿って、第1関節まで挿入する。
※挿入が内肛門括約筋より浅いと、坐薬が出てしまう危険性がある。
- 坐薬挿入の際は口呼吸をしてもらう。
- 坐薬挿入後は、肛門をティッシュペーパーやガーゼで1～2分ほど押さえる。

坐薬挿入後は、必ず医療機関を受診させること。

<坐薬の保管方法>

処方された坐薬は、気温や室温が高い場合、常温の保管では溶けてしまうことがあるため、冷所に保管しましょう。

てんかんの発作時に速やかに対応するため、対応セットを準備しておきましょう。

<坐薬挿入対応セット>・・・坐薬の保管場所を明示しておく。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・医師の指示書、緊急時連絡先 | ・ワセリン等潤滑剤 |
| ・大判のタオル（不必要な露出をさけるため） | ・ガーゼ |
| ・使い捨て手袋 | ・ティッシュ 等 |